

# 大阪市における 包括的な支援体制の整備 について



# 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

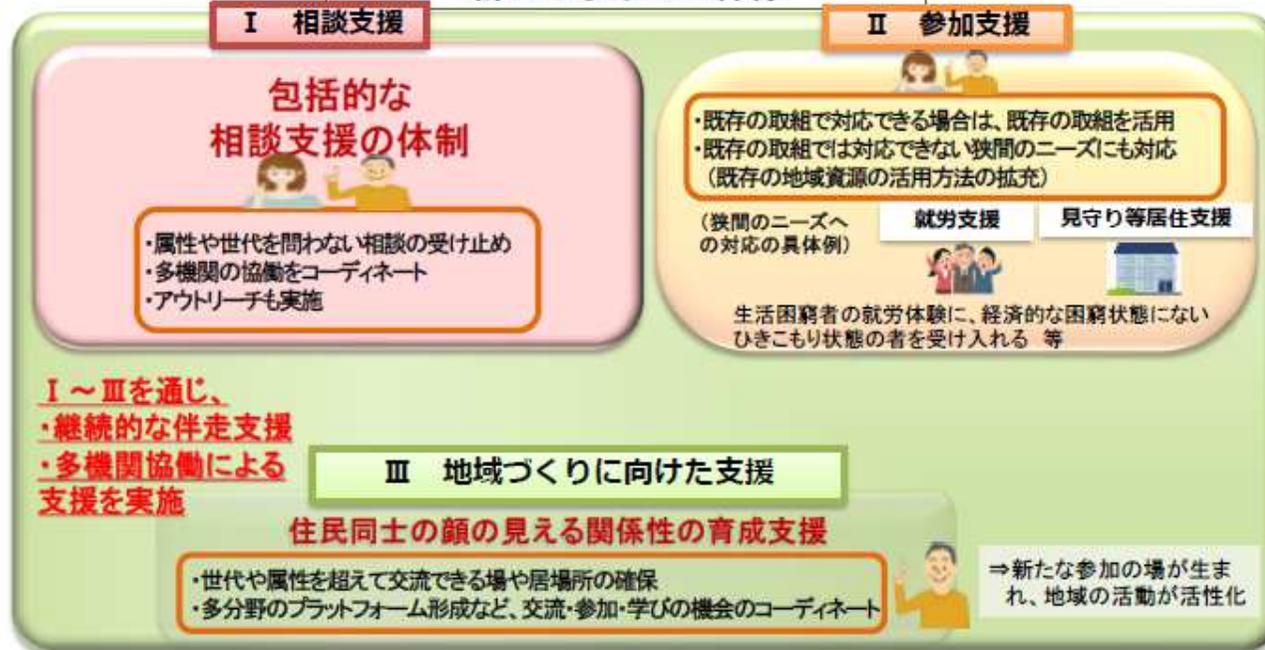
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

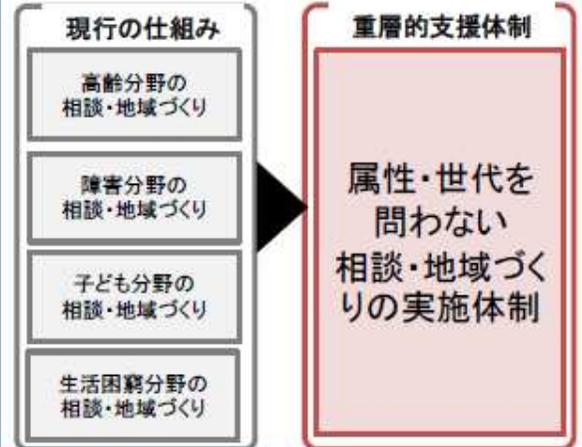
→ 令和3年4月1日施行

### 新たな事業の全体像



### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



# 本市における包括的な支援体制イメージ

## 多機関協働

複合的な課題等を抱えた世帯を的確に支援するため、分野を超えた連携体制の構築

### 地域課題について話し合う場

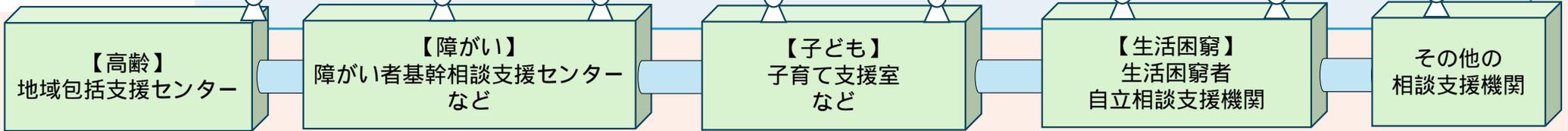
各区に設置されている既存の会議等を活用し、個別事例から見てきた地域課題について連携し、地域資源の開発に活かす

### 総合的な支援調整の場（つながる場）

区保健福祉センター職員・区社協・主たる相談支援機関・地域関係者・医療関係者・教育関係者 など関連する相談支援事業者等にて個別の支援方針を調整する

### 包括的相談支援

包括的に相談を受け止め  
支援機関のネットワークで  
対応する



## 各福祉分野や多機関協働による支援

### アウトリーチ等を通じた 継続的支援

自ら支援を求められない、あるいは否定的な人への支援

#### 地域における 見守りネットワーク強化事業

- ・見守り相談室 (CSW)
- ・地域福祉コーディネーター
- ・民生委員
- ・児童委員
- ・ボランティア
- ・地域住民
- ・ライフライン事業者 (電気・ガス・水道)

### 参加支援

社会とのつながりや参加を支援する機能

地域における見守りネットワーク強化事業  
(個別ケースを地域資源につなぐ)



### 地域づくり支援

交流できる場や居場所づくり

見守り  
相談室

見守り相談室  
CSW

生活支援  
コーディネーター

コミュニティワーカー  
(区社協)

区保健福祉  
センター

- ・地域における見守りネットワーク強化事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域福祉活動支援事業 (区社協)
- ・生活困窮者自立相談支援事業

- ・地域活動支援センター
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・地域介護予防活動支援事業

# 大阪市における包括的な支援体制の整備について

これまで本市では包括的な支援体制の整備に向け、そのツールの一つである重層的支援体制整備事業の導入を検討してきた。その実施には、国が示す事業の枠組みに則した事業実施が必要となるが、本市では先行して実施してきた事業もあり、即時に対応することはできず、令和7年度からの事業実施は見送ることとした。（令和6年10月21日 地域福祉連絡会議より）

そのような中、国においては、令和7年度より重層的支援体制整備事業交付金の見直しを行うことが示された。

## 重層的支援体制整備事業交付金に係る見直し

- 1 重層的支援体制整備事業実施の必要性の確認
- 2 多機関協働事業等による支援実績件数の公表、支援実績件数が少ない場合の状況確認
- 3 多機関協働事業等に対する交付金の適正な執行（一定期間経過後については交付終了等とする）
- 4 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し
- 5 多機関協働事業等の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化（既存の事業に要する費用等に移し替えている場合は、査定を行う。）



## 事業実施に対する本市の方針

国が行った見直しを踏まえ、改めて本市における事業実施を検討したが、これまで本市では包括的な支援体制の整備に向け、国に先行して実施してきた事業もあり、国の示す枠組みに則した事業実施が困難であるとともに、今回の通知にあるとおり、既存事業の移し替えは交付金の減額査定対象となりメリットが少ないことから、今後も国の方針が変わらない限り、事業としての実施は行わないこととする。



## 包括的な支援体制の充実に向けて

「参加支援」の視点・観点を持って、「相談支援」「地域づくりに向けた支援」を取り組むことで、つまり一体的に実施することで、最終的に地域での“居場所”や“持ち場”へとつなげていくため、各分野において、引き続き第3期大阪市地域福祉基本計画に基づき取組を進めていく。

## 今後の進め方

### (1) 包括的支援体制の充実に向けた検討部会における協議

事業検討のために設置した「重層的支援体制整備事業のあり方検討部会」については、「包括的支援体制の充実に向けた検討部会」に名称を改め、引き続き連携手法等について、検討・協議をしていく。(作業チーム会議は廃止)

【開催頻度】随時

【主な議題】包括的な支援体制の充実に向けて必要な事項等

### (2) 社会福祉法に規定される「支援会議」に関する国への要望

現在、重層的支援体制整備事業の実施自治体のみが開催できるとされている「支援会議」について、事業の実施有無にかかわらず活用できるよう国へ要望していく。(他の自治体や国の有識者会議においても同様の要望・提言がなされている)

### (3) 本市の包括的な支援体制の充実に向けた方針説明・研修の企画

包括的な支援体制の充実のため、地域福祉課にて「区地域福祉計画(地域福祉ビジョン)策定ガイドブック」を作成し、まずは各区計画策定担当者向けに説明会を実施した。また、大阪市社会福祉協議会にて福祉専門職向けに「社協職員・福祉専門職のための参加支援ガイドブック」を作成し、研修を実施すべく準備を進めている。

#### 区地域福祉計画(地域福祉ビジョン)策定ガイドブック ～地域共生社会の実現に向けて～



各区において、包括的な支援体制の基本的な考え方について理解を深め、地域福祉計画等の策定を通じて、各区の取組にその考え方を取り入れていただくための手引きとして作成。令和7年1月に各区の計画策定担当者向けに説明会を実施。

#### 【主な内容】

- ・社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ
- ・区計画等と市基本計画の関係性
- ・包括的な支援体制の基本的理解
- ・包括的な支援体制の見える化のためのワークの紹介
- ・計画策定の留意点

#### 社協職員・福祉専門職のための参加支援ガイドブック - 相談支援からの参加支援 -



地域で暮らす一人ひとりの社会参加を福祉専門職として支援するということを改めて見つめ直し、「相談支援からの参加支援」に焦点を当て、参加支援を推進するうえでの共通するポイント及び備えるべき視点をまとめたもの。令和7年12月頃の研修実施に向けて準備を進めている。

#### 【主な内容】

- ・社会参加・参加支援の理解を深める
- ・社会的孤立と支援の必要性
- ・相談支援からの参加支援の全体像
- ・場づくりを担う地域住民等との連携

これらのガイドブック等も活用し、大阪市社会福祉協議会と連携をしながら、各分野の関係機関等や区の担当者に向けた説明や研修を企画していく。